

# 「デジタル変革時代の電波政策懇談会 公共用周波数等ワーキンググループ」 運営方針(案)

## 1 役割

本ワーキンググループ(以下「WG」という。)は、「デジタル変革時代の電波政策懇談会」(以下「懇談会」という。)の下に設置されるWGとして、公共用周波数の有効利用を促進する方策等について、より専門的な観点から検討することを目的とする。

具体的には、主に、公共用周波数に関する電波の利用状況調査の効果的な実施の観点で検討を行い、懇談会に報告する。

## 2 名称

本WGは、「公共用周波数等ワーキンググループ」と称する。

## 3 検討事項

- (1) 公共用周波数に関する電波の利用状況調査の効果的な実施
- (2) その他

## 4 構成及び運営

- (1) 本WGの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本WGには、主査及び主査代理を置く。
- (3) 主査は、懇談会座長が指名することとし、主査代理は主査が指名する。
- (4) 主査は、本WGを招集し、主宰する。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- (6) 主査は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

## 5 議事の公開

- (1) 本WGの会議は、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるため、非公開とする。
- (2) 本WGの会議で使用した資料については、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるため、原則として非公開とする。
- (3) 本WGの会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

## 6 開催期間

本WGの開催期間は、令和2年12月から令和3年春頃までを目途とする。

## 7 庶務

本WGの庶務は、総合通信基盤局電波部電波政策課、基幹・衛星移動通信課基幹通信室及び同課重要無線室において行う。

## 「デジタル変革時代の電波政策懇談会 公共用周波数等ワーキンググループ」

### 構成員 一覧

(敬称略、主査及び主査代理を除き五十音順)

(主査)	高田 潤一	東京工業大学副学長(国際連携担当)/環境・社会理工学院教授
(主査代理)	森川 博之	東京大学大学院工学系研究科教授
	飯塚 留美	一般財団法人マルチメディア振興センターICTリサーチ&コンサルティング部シニア・リサーチディレクター
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所執行役員法務部長
	寺田 麻佑	国際基督教大学教養学部上級准教授